

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年 4 月24日
【会社名】	株式会社丹青社
【英訳名】	TANSEISHA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 貴志
【本店の所在の場所】	東京都港区港南 1 丁目 2 番70号
【電話番号】	03 (6455) 8100 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 山内 一大
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南 1 丁目 2 番70号
【電話番号】	03 (6455) 8100 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 山内 一大
【縦覧に供する場所】	株式会社丹青社 関西支店 (大阪府大阪市北区大深町 3 番 1 号) 株式会社丹青社 名古屋支店 (愛知県名古屋市中区錦 3 丁目25番11号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2019年4月23日開催の当社第61回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年4月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

(A) 配当財産の種類

金銭

(B) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金21円

総額 1,010,256,576円

(C) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年4月24日

その他の剰余金の処分に関する事項

(A) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

(B) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,000,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、青田嘉光、高橋貴志、徳増照彦、戸高久幸、小林統、中島実、篠原幾徳及び森永倫夫の各氏を選任するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者を除く）を対象とする報酬として、中期経営計画の対象となる3事業年度（初回は2020年1月31日で終了する事業年度より現在の中期経営計画に続く次期中期経営計画の最終年度である2024年1月31日で終了する事業年度までの5事業年度）を対象期間として設定する信託に対して、対象期間ごとに合計3億63百万円（2020年1月31日で終了する事業年度に設定する信託については6億5百万円）を上限とする金員を拠出し、当該信託を通じて合計36万株（2020年1月31日で終了する事業年度に設定する信託については60万株）を上限として、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付を行う株式報酬制度を新たに導入するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果	賛成比率 （注）3
第1号議案	353,170	653	0	（注）1	可決	99.82
第2号議案						
青田 嘉光	289,765	64,058	0	（注）2	可決	81.90
高橋 貴志	293,213	60,609	0		可決	82.87
徳増 照彦	351,357	2,466	0		可決	99.30
戸高 久幸	351,359	2,464	0		可決	99.30
小林 統	351,203	2,620	0		可決	99.26
中島 実	351,443	2,380	0		可決	99.33
篠原 幾徳	351,356	2,467	0		可決	99.30
森永 倫夫	351,360	2,463	0		可決	99.30
第3号議案	351,872	1,951	0	（注）1	可決	99.45

（注）1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3 賛成比率は出席した株主の議決権の数（事前行使分及び当日出席分（途中退場した株主の議決権の数を含む））に対して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの合計により可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、議決権の数の一部を加算しておりません。

以 上